

野田市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例をここに公布する。

令和3年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第45号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、月額140,000円から203,000円までの範囲内で」を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）

第14条の2 フルタイム会計年度任用職員が退職した場合には、別に定める場合を除き、退職手当を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が退職した場合（野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、前項の規定にかかわらず、引き続き在職したものとみなし、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

3 退職したフルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の額は、その職務の特殊性を考慮して規則で定める。

4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、野田市職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第15条第2項中「、時間額にあつては948円から1,249円までの範囲内で、日額にあつては当該範囲内の額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（以下「パートタイム1日勤務時間」という。）を乗じて得た額の範囲内で、月額にあつては86,900円から189,400円までの範囲内で」を削る。

第19条中「パートタイム1日勤務時間以外の時間に勤務する」を「パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（以下「パートタイム1日勤務時間」という。）以外の時間に勤務する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第22条の2第1項第1号」を「第22条の2第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条各号中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

第4条の2第1項中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。